

幸手市下水道事業審議会 第4回審議会

次 第

日時 令和6年9月27日（金）
午後2時00分から
場所 幸手市 水道部 会議室

- 1 開 会
- 2 議題
 - (1) 答申書（素案）について
 - (2) 料金改定までの流れ
- 3 連絡事項
- 4 閉 会

○配布資料

- ①次第（本紙）
- ②資料1 答申書（素案）
- ③資料2 下水道使用料新旧早見表
- ④資料3 下水道使用料改定 今後のスケジュール（案）

答 申 書 (素案)

令和 6 年 10 月

幸手市下水道事業審議会

令和6年10月11日

幸手市長 木村純夫様

幸手市下水道事業審議会
会長 木下芳郎

継続可能な幸手市公共下水道事業運営のための使用料適
正化について（答申）

令和6年5月27日付け幸下発第115号において、継続可能な幸手市公共下水道事業運営のための使用料適正化について市長より諮問を受け、慎重に議論を重ね意見をまとめましたので、下記のとおり答申します。

なお、留意されるべき事項を附帯意見として申し添えます。

記

1. 下水道使用料改定の必要性について

公共下水道事業は、健全な衛生環境の実現と水害の防除、公共用水域の水質保全などの機能を有する公共性の高い都市基盤施設であり、将来にわたって安定的かつ持続的に下水道サービスを提供するため、経営の健全化を図ることが求められている。

幸手市は、昭和60年度より事業を開始し、令和5年度末時点において、都市計画決定面積577haに対し下水道整備済面積397ha、率にして約69%であり、現在も未普及整備を推進している。

汚水管渠延長は約 1 0 5 k m、雨水管渠延長約 2 k m、汚水中継ポンプ場 1 箇所などの下水道施設を所有しており、最も古い施設は昭和 6 0 年 4 月の工事着手以来約 3 9 年が経過している。また、公共下水道整備以前の昭和 4 0 年代後半に民間開発により整備された集中浄化槽地区では、公共下水道への接続替えを行っていることから、耐用年数 5 0 年を経過した管渠が生じ始め、令和 6 年度にはこうした管渠が約 7 k m 発生する状況である。今後、施設の維持管理に加え、老朽化した施設の更新に要する経費の増加が見込まれる。

この未普及整備や老朽管の更新費用には多大な事業費が必要となり、国の補助金である社会資本整備総合交付金の活用が不可欠である。今後、交付金の重点配分の交付要件となる、使用料単価 1 5 0 円/m³ (3 , 0 0 0 円 / 2 0 m³)、経費回収率 8 0 % 以上など経費回収率の向上を意識した使用料の適正化を図ることが必要とされている。

一方で、幸手市の下水道使用料については、平成 3 年 4 月 1 日の下水道供用開始以来改定実績はなく、令和 5 年度実績では使用料単価 8 1 円であり汚水処理原価 1 5 0 円に対して 6 9 円不足しており、経費回収率は約 5 4 % となっている。

また、下水道処理区域内の人口減少や節水機器の普及等に伴い、使用料収入、水洗化人口も平成 3 0 年度から減少しており、現在の使用料体系では経費回収率はさらに悪化することが危惧される。

幸手市公共下水道事業は公営企業であり、事業に伴う収入によって経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく独立採算制の原則に従い経営されるべきであるが、不足する経費を一般会計からの繰入金に大きく依存している状況であり、地方公営企業の経営原則である「受益者負担 (汚水私費)」、「独立採算」の原則に基づく経営が実現できていない。

今後、少子高齢化による人口減少や節水機器の普及などから水需要が減少し、下水道使用料の増加は見込めないことから、経費回収

率はさらに低下することが予測されるため、健全な事業運営及び安定的な下水道サービスを行うためには、下水道使用料の改定が必要であると判断した。

2. 審議内容

(1) 改定率について

使用料の算定期間については、一般的には3年から5年程度に設定するのが適当と言われており、今回の算定期間は、現在の下水道事業経営戦略の計画期間に合わせ、令和8年度から令和12年度までの5年間とした。

また、適正な使用料については、経費回収率100%を目指すべき目標とし、改定率は平均で104%程度とすることを検討したが、急激な改定による下水道使用者の負担を軽減するため段階的な改定とした。

具体的には、社会資本整備総合交付金の重点配分の交付要件である経費回収率80%を最低限として**確保**し、改定率は、平均63%程度とすることが妥当であると判断した。

なお、将来的な経費回収率100%の達成を目指した**段階的な使用料の**改定については、5年程度のサイクルで使用料改定を行うことを国から要請されていることから、下水道事業の財政状況について、現在の予測値からどの程度乖離が発生しているか毎年検証した上で、**次回**令和13年度からの**次期**経営戦略の策定に合わせて、適正な料金体系について更に見直しを行うこととした。

別紙

資料

 (P 7 参照)

(2) 使用料体系について

幸手市における現行の使用料体系は、10 m³までの「基本料金」

と5段階の「従量使用料（超過料金）」を併用しているが、今回の使用料改定において、次の通り考察した。

基本料金を中心に改定した場合、使用水量に関わらず全ての利用者が均等にご負担いただくことが特徴であるが、従量使用料（超過料金）の使用がない小口の利用者にとって負担**増加割合**が大きくなる。

また、従量使用料（超過料金）を中心に改定した場合、使用水量が多くなればなるほど多くご負担いただくことが特徴であるが、特に大口利用者の負担が過大になる。

以上のことを踏まえ、今回が初めての改定であり、**使用料体系の改定は行わず、**受益者の急激な負担増を回避し、受益者間の負担の公平性を勘案し**た結果、使用料体系の改定は行わずに**「基本使用料」と「従量使用料（超過料金）」について、一律63%の引き上げとしたこと**が**妥当という結論に至った。

また、公衆浴場の使用料についても、現在、幸手市に対象となる施設はないが、公平性の観点から一般汚水と同様に63%の引き上げとすることが妥当であると判断した。

（3）使用料の改定時期について

早期に改定することが望ましいが、市民への周知期間を十分に確保することを考慮し、令和8年4月1日に行うことが適当であると判断した。

3. 審議結果

幸手市公共下水道の適正な使用料については、経費回収率100%を目指すべき目標とするが、急激な改定による下水道使用者の負担軽減に配慮するため段階的な改定とし、経費回収率80%、改

定率63%とすることが妥当である。

また、使用料体系については、別紙

表 1

 「幸手市公共下水道使用料金算定表（2月につき）」（P 8 参照）のとおりとし、改定時期については令和8年4月1日とすることが妥当であると判断した。

（附帯意見）

◆ 経営の健全化

将来にわたって安定的かつ持続的に下水道サービスを提供し、経営環境の変化に対応するため、公共下水道事業の中長期的な基本計画である経営戦略の5年ごとの見直し時期に合わせて、経費回収率100%の目標を目指し、適正な料金体系の見直しを図りたい。

◆ 使用料改定の周知

下水道事業を円滑に運営するためには、市民と情報を共有し相互理解を図ることが重要である。特に下水道使用料改定は市民生活や事業所経営に及ぼす影響が大きいため、使用者に改定の趣旨や内容等について理解を得るよう、情報を公開し周知に努められたい。

◆ 事業規模の適正化

現在の下水道計画区域は、コスト比較の結果、下水道で整備することが効率的な区域として設定されているが、今後の人口減少等により、効率的な区域は変化していくと想定されるため、下水道計画区域を定期的に見直し、事業規模の適正化を図られたい。

◆ 水洗化率の向上

令和5年度における幸手市の水洗化率は82.3%となっており、未接続者からは下水道使用料を徴収していない。~~ため、~~広報等での周知や戸別訪問などを実施し、水洗化率の向上による下水道使用料の増収に努められたい。

◆ 有収率の向上

雨水や地下水等の不明水が混入すると、水量が増え汚水処理にかかる費用が増加することから、不明水の発生している地域を絞り込み、対策案の立案から実行へと、~~段階的に~~進め、~~不明水が混入する原因を突き止め、~~有収率の向上を図り汚水処理にかかる費用の削減に努められたい。

下水道使用料改定案について

① 経費回収率を踏まえた、使用料改定率の検討

パターン①：現行の料金体系で経費回収率 80%にした場合

パターン②：現行の料金体系で経費回収率 90%にした場合

パターン③：現行の料金体系で経費回収率 100%にした場合

(消費税抜き)

使用料体系					
	水量区分	使用料			
		現行	パターン①	パターン②	パターン③
基本料金 (2か月)	~10㎡	700円	1,141円 (163%)	1,288円 (184%)	1,428円 (204%)
超過料金 (1㎡あたり)	11㎡ - 30㎡	70円	114円 (163%)	129円 (184%)	143円 (204%)
	31㎡ - 60㎡	80円	130円 (163%)	147円 (184%)	163円 (204%)
	61㎡ - 100㎡	100円	163円 (163%)	184円 (184%)	204円 (204%)
	101㎡ - 300㎡	120円	196円 (163%)	221円 (184%)	245円 (204%)
	301㎡~	140円	228円 (163%)	258円 (184%)	286円 (204%)

- ・ 現行の使用料体系をもとに経費回収率 100%達成を目標に改定を行うと、使用料増加割合が現行の**約 10 割**以上になります。
- ・ 経費回収率 80%では現行の**約 6 割**の増加割合になります。

別紙 表 1

幸手市公共下水道使用料金算定表（2月につき）

（消費税抜き）

区 分 料 金		排除汚水量	現 行 使用料	改定後 使用料	改定率
一般汚水	基本料金	10 立方メートルまで	700 円	1,141 円	63%
	超過料金	10 立方メートルを超え 30 立方メートルまで	70 円	114 円	63%
		30 立方メートルを超え 60 立方メートルまで	80 円	130 円	63%
		60 立方メートルを超え 100 立方メートルまで	100 円	163 円	63%
		100 立方メートルを超え 300 立方メートルまで	120 円	195 円	63%
		300 立方メートルを 超えるもの	140 円	228 円	63%
公衆浴場	1 立方メートルにつき	60 円	97 円	63%	

幸手市下水道事業審議会 委員名簿

(令和6年5月27日～令和6年10月11日)

(敬称略)

構成	氏名	所属団体等	委員区分
委員	青鹿 義和	幸手市私立幼稚園協会理事長	1号委員
委員	出井 保信	上高野地区代表区長	1号委員
委員	岸本 規生	中地区代表区長	1号委員
委員	鈴木 徹夫	東地区代表区長	1号委員
副会長	梨本 松男	幸手市商工会会長	1号委員
委員	宮田 茂	北1丁目2区長	1号委員
委員	秋場 誠	元水道部長	2号委員
会長	木下 芳郎	日本工業大学教授	2号委員
委員	帆刈 章	中川下水道事務所所長	2号委員
委員	安藤 とみ子	公募	3号委員
委員	小林 みどり	公募	3号委員
委員	松澤 美貴子	税理士	3号委員

(各号委員のアイウエオ順)

1号委員：受益者代表

2号委員：知識経験のあるもの

3号委員：市長が認める者（公募、税理士）

審議経過

開催回	開催日時	開催場所	審議内容
第1回	令和6年5月27日	幸手市 水道部 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ● 幸手市下水道事業審議会委員の決定 ● 会長、副会長の決定 ● 継続可能な幸手市公共下水道事業運営のための使用料適正化について（諮問） ● 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本市下水道事業の経過と現状 (2) 下水道使用料改定の背景 (3) 今後の収益的収支の見通し (4) 経営比較分析表を基にした近隣団体の状況説明
第2回	令和6年7月1日	幸手市 水道部 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ● 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第1回審議会の振り返り (2) 経営戦略とロードマップ (3) 流域下水道維持管理負担金の単価改定について (4) 県内団体の料金改定状況 (5) 今後の見通しを基にした使用料改定案
第3回	令和6年8月23日	幸手市 水道部 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ● 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) これまでの審議会の振り返り (2) 幸手市下水道事業の課題 (3) 課題解決の基本方針について (4) 下水道使用料改定に向けた取り組みについて (5) 下水道使用料改定案について
第4回	令和6年9月27日	幸手市 水道部 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ● 答申書（素案）について ● 料金改定までの流れ
第5回	令和6年10月11日	幸手市 水道部 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ● 答申（案）の最終決定 ● 答申書の交付

下水道使用料新旧早見表

※表示額の半額が1か月換算額です

現在の使用料早見表(2か月)				令和8年4月以降の新使用料早見表(2か月)										
排水量	使用料 (税込、円)	基本使用料 (税抜、円)	超過使用料 (税抜、円/m)	排水量	使用料 (税込、円)	基本使用料 (税抜、円)	超過使用料 (税抜、円/m)	増加額	利用者割合					
0	770	700	0	0	1,255	1,141	0	485	17.28%					
1	770			1	1,255			485						
2	770			2	1,255			485						
3	770			3	1,255			485						
4	770			4	1,255			485						
5	770			5	1,255			485						
6	770			6	1,255			485						
7	770			7	1,255			485						
8	770			8	1,255			485						
9	770			9	1,255			485						
10	770			10	1,255			485						
11	847		70	70	11		1,381	1,141	114	534	38.75%			
12	924				12		1,506			582				
13	1,001				13		1,631			630				
14	1,078				14		1,757			679				
15	1,155				15		1,882			727				
16	1,232				16		2,008			776				
17	1,309				17		2,133			824				
18	1,386				18		2,258			872				
19	1,463				19		2,384			921				
20	1,540				20		2,509			969				
21	1,617				21		2,635			1,018				
22	1,694			22	2,760		1,066							
23	1,771			23	2,885		1,114							
24	1,848			24	3,011		1,163							
25	1,925			25	3,136		1,211							
26	2,002			26	3,262		1,260							
27	2,079			27	3,387		1,308							
28	2,156			28	3,512		1,356							
29	2,233			29	3,638		1,405							
30	2,310			30	3,763		1,453							
31	2,398	80	80	31	3,906	1,141	130	1,508	34.59%					
32	2,486			32	4,049			1,563						
33	2,574			33	4,192			1,618						
34	2,662			34	4,335			1,673						
35	2,750			35	4,478			1,728						
36	2,838			36	4,621			1,783						
37	2,926			37	4,764			1,838						
38	3,014			38	4,907			1,893						
39	3,102			39	5,050			1,948						
40	3,190			40	5,193			2,003						
50	4,070	100	100	50	6,623	1,141	163	2,553	7.94%					
60	4,950			60	8,053			3,103						
70	6,050			70	9,846			3,796						
80	7,150			80	11,639			4,489						
90	8,250			90	13,432			5,182						
100	9,350			100	15,225			5,875						
200	22,550			120	120			200		36,675	1,141	195	14,125	1.22%
300	35,750							300		58,125			22,375	
400	51,150							400		83,205			32,055	
500	66,550			140	140			500		108,285	1,141	228	41,735	0.21%

幸手市 下水道使用料改定 今後のスケジュール（案）

項番	項目	令和6年度						令和7年度												備考	
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	【使用料改定】																				
1-1	答申																				10月HP公表、12月議会報告予定
1-2	ロードマップ作成																				国交省対応(経費回収率向上関係)、12月議会報告予定・HP公表
1-3	条例改正																				幸手市下水道条例第27条及び別表1改正案(9月議会上程予定)
1-4	料金システム等改修																				
1-5	広報																				
1-6	料金改定																				令和8年4月から新料金適用
2	【経営戦略】																				
2-1	素案作成																				
2-2	審議会開催																				4回程度開催予定
2-3	パブリックコメント																				
2-4	公表																				経営戦略の改定版の議会報告・公表